

13清総契 第98号
平成13年 6月26日
副 管 理 者 決 定

改正 平成14年 3月20日 13清総契第244号
改正 平成18年12月21日 18清総経第449号
改正 平成19年 3月27日 18清総経第625号
改正 平成20年 3月 6日 19清総経第537号
改正 平成23年 9月15日 23清総契第256号

東京二十三区清掃一部事務組合競争 入札参加有資格者指名停止等措置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、管理者が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。)に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止の手続き等)

第2条 総務部長は、別に定める東京二十三区清掃一部事務組合契約事務協議会(以下「協議会」という。)の協議を経て、指名停止の措置を行うものとする。ただし、有資格者が別表の1又は4の(1)若しくは(2)に該当するとき、その他特に必要があるときは、総務部長は、協議会の協議を経ることなく、当該有資格者について、協議会の協議を経るまでの間、指名停止の措置を行うことができる。

2 指名停止の措置が行われたときは、契約担当者(東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則(平成12年4月1日規則第51号)第2条に定める者をいう。以下同じ。)は、停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合等で、契約の相手方が指名停止期間中の有資格者に限定される場合を除く。

4 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者が、東京二十三区清掃一部事務組合が発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止の基準)

第3条 有資格者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当する場合は、事情に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。ただし、指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起等を行うことができる。

2 別表の2又は3の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該有資格者の指名停止

事由の発生部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。

(1) 土木部、建築部等のように社内的に責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員（執行役員を含む。）をあてている場合

(2) 部門別格付、社内責任体制のあり方等を総合的に勘案して、前記に準ずると認められる場合

3 指名停止の対象となる者又は指名停止の期間中の有資格者から、合併、会社分割、営業譲渡等により、当該有資格者の業務を承継した有資格者に対しても、当該指名停止を行うことができる。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 次の各号の一に該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、通常の措置に加算して指名停止期間を定めることができる。

(1) 有資格者が、別表の1又は別表の4の(4)の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、いずれかの要件に該当することとなったとき。

(2) 有資格者が、別表の3の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後若しくは注意の喚起を受けた後3年を経過するまでの間に、再び、同表の3に該当することとなったとき。

(3) 有資格者が、別表の4の(1)、(2)又は(3)の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、いずれかの要件に該当することとなったとき。

(4) 有資格者が、別表の4の(5)又は(6)の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、それぞれ同表の4の(5)又は(6)に該当することとなったとき。

(5) 別表の4の(1)から(6)に該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

(6) その他特に必要であると認められるとき。

3 次の各号の一に該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、通常の措置よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

(1) 別表の2又は3に該当する場合で、事後処理が適切になされたときと認められるとき。

(2) その他特に必要であると認められるとき。

4 極めて悪質な事由あるいはしんしゃくすべき特別の事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

5 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

6 指名停止期間中の有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

(下請負人及び事業協同組合等に関する指名停止)

第5条 別表の2、3又は4の(7)の措置要件の一に該当し指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である組合員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）についても、指名停止を行うものとする。

この場合の組合員に対する指名停止期間は、当該事業協同組合等の指名停止期間に適用された別表に定める期間の範囲内とする。

(指名停止の通知)

第6条 第2条第1項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

(指名停止等の特例)

第7条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合は、当該契約について指名停止等の取扱いをしないことができる。

(指名停止等の公表)

第8条 第2条第1項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により停止を解除したときは、有資格者名、指名停止期間及び理由を公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈 賄</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が東京二十三区清掃一部事務組合職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人等の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者(常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。)でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、特別区の区域内における東京二十三区清掃一部事務組合以外の公共機関(刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。)の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、特別区を除く関東地方の区域内における、東京二十三区清掃一部事務組合以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における東京二十三区清掃一部事務組合以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>2 契約(物品の買入れに関するものを除く。)履行上の事故</p> <p>(1) 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約履行上の事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>12 月以上 24 月以内</p> <p>9 月以上 24 月以内</p> <p>6 月以上 18 月以内</p> <p>6 月以上 18 月以内</p> <p>4 月以上 12 月以内</p> <p>3 月以上 9 月以内</p> <p>4 月以上 12 月以内</p> <p>3 月以上 9 月以内</p> <p>1 月以上 5 月以内</p> <p>4 月以上 12 月以内</p> <p>1 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p> <p>2 月以上 6 月以内</p>

措 置 要 件	期 間
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	1 月以上 3 月以内
ウ 事故を発生させ、工事関係者に死者又は多数の負傷者を出した場合	1 月以上 3 月以内
(2) 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方における事故の場合	
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	1 月以上 5 月以内
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	1 月以上 2 月以内
ウ 事故を発生させ、工事関係者に死者又は多数の負傷者を出した場合	1 月以上 2 月以内
(3) (2)の区域外で事故を発生させ、公衆に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	1 月以上 5 月以内
3 契約履行成績不良等	
東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約において、その履行に著しく適正を欠く行為があったと認められる場合又は契約履行成績が著しく不良であると認められる場合	1 月以上 6 月以内
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人等の役員等又は使用人が、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの	6 月以上 24 月以内
イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの	4 月以上 12 月以内
ウ イの区域外のもの	2 月以上 6 月以内
(2) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)」に違反し、刑事告発を受けた場合 (有資格者である個人、有資格者である法人等の役員等又は使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)	
ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの	6 月以上 24 月以内
イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの	4 月以上 12 月以内
ウ イの区域外のもの	2 月以上 6 月以内
(3) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)」に違反し契約の相手方として不相当であると認められる場合	
ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの	3 月以上 12 月以内
イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの	2 月以上 12 月以内
ウ イの区域外のもの	1 月以上 6 月以内

措 置 要 件	期 間
(4) 「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成 12 年法律第 130 号)」に違反(契約に関わるもの)し契約の相手方として不相当であると認められる場合	
ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの	3 月以上 12 月以内
イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの	2 月以上 12 月以内
ウ イの区域外のもの	1 月以上 6 月以内
(5) 「建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)」に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合	
ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの	3 月以上 9 月以内
イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの	2 月以上 6 月以内
ウ イの区域外のもの	1 月以上 3 月以内
(6) 有資格者である個人、有資格者である法人等の役員等又は使用人が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)」に違反した容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで起訴された場合、又は法人等が起訴された場合	
ア 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約に関するもの	6 月以上 24 月以内
イ 東京二十三区清掃一部事務組合発注の契約を除く関東地方におけるもの	4 月以上 12 月以内
ウ イの区域外のもの	2 月以上 6 月以内
(7) 上記(1)から(6)までに掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと認められる場合	1 月以上 9 月以内
5 虚偽記載	
東京二十三区清掃一部事務組合の競争入札参加資格申請、一般競争入札又は指名競争入札において、申請書、調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合	1 月以上 12 月以内
6 その他不正な行為	
前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合	1 月以上 12 月以内